

# 福生市の特別支援教育について

福生市では、さまざまな要因によって学習面や生活・行動面において支援を必要とする子どもたちに、きめ細やかな適切な支援を行うことができるよう特別支援学級等を設置しています。

利用や入級にあたっては、事前に相談が必要となります。お早めに在籍されている学校、もしくは教育相談室にご相談ください。

## こんな心配はありませんか？



- 学校に行けない、行きたくない。
- 知的に遅れないのに学習効果があがらない。
- 落ち着きがなく、集中ができない。
- 友達とうまく遊べない。
- 集団行動が苦手。
- こだわりが強い。
- 新しいことが苦手。
- 学校だと話せない。
- 吃音が気になる。など

## 小・中学校入学予定のお子さんの就学相談も行っています

令和2年4月に小・中学校へ入学予定のお子さんの相談も受け付けています。お子さんにとって良い学校生活がスタートできるよう、ぜひご相談ください。

### 【教育相談室受付時間】

月～土曜日（祝祭日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

問合せ 教育相談室（子ども応援館2階）  
☎ 551・7700 お気軽にお電話ください。

## 教育支援相談（就学相談）から就学先決定までの流れ

### ＜福生市の特別支援学級＞

- ◇知的障害特別支援学級（一小・二小・一中）
- ◇自閉症・情緒障害特別支援学級（六小・一中）
- ◇特別支援教室（全小学校）
- ◇情緒障害等通級指導学級（二中・三中）
- ◇言語障害通級指導学級（七小）

### ＜特別支援学校＞

- ◇東京都立羽村特別支援学校（知的障害）
- ◇東京都立あきる野学園（肢体不自由）

### ＜教育相談申込み＞

保護者から教育支援相談（就学相談）の申込みをいただきます。

### ＜保護者・お子さまとの面接＞

教育相談室の相談員との面接や検査等によりお子さまの状況を把握します。

### ＜関係機関との連携＞

保育園や幼稚園、小・中学校を訪問し、お子さまの普段の様子を観察するなど状況を把握します。保護者の了承のもと、保育園や幼稚園、学校、病院主治医に資料作成を依頼します。

### ＜特別支援学級や特別支援学校等の見学・体験入学＞

保護者のご希望やお子さまの状況に応じて、見学・体験入学を実施します。

### ＜教育支援委員会＞

小・中学校の校長や特別支援学級担任、専門医、教育委員会職員などで構成する教育支援委員会で、お子さまの就学先について協議します。教育支援委員会の判定を保護者にお伝えし、保護者の同意をもって最終的な就学先を決定します。

### ＜就学先の決定＞

小・中学校へ入学・転学

## スポーツ推進審議会委員が委嘱されました

「スポーツ推進審議会」は、スポーツ基本法に基づき、平成23年に設置されました。委員は7名で任期は2年です。審議内容は、スポーツ推進計画や体育施設の運営、人材育成等について調査審議します。

任期 令和元年6月1日から令和3年5月31日 ※敬称略

氏名	備考
池田 浩三	市内スポーツ関係者
成末 回天雄	市内スポーツ関係者
藤田 しのぶ	健康・保健等の関係者
佐藤 志保	健康・保健等の関係者
松岡 宏高	学識経験者
清水 信好	学識経験者
中出 雅俊	市民

問合せ スポーツ推進課 ☎552・5511

## 福生市文化財保護審議会委員が委嘱されました

委員の任期満了に伴い、7月1日付けで福生市文化財保護審議会委員が委嘱されました。

文化財保護審議会では、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存・活用に関する重要事項に関して専門家の立場から審議を行います。

任期は令和3年6月30日までの2年間です。

任期 令和元年7月1日から令和3年6月30日 ※敬称略

氏名	備考	担当分野
天野 幸次	元福生市教育委員会教育部長	民俗学
天野 宏司	駿河台大学教授	歴史学
新井 勝紘	元専修大学教授	歴史学
石山 秀和	立正大学准教授	歴史学
多田 仁一	中央大学特任教授	歴史学
田村 光男	元公立中学校副校長	郷土史
野村 亮	NPO法人専務理事兼事務局長	動植物学
吉江 勝広	会社代表	土木工学

問合せ 生涯学習推進課文化財係 ☎530・1120

市内の小中学校で夏休み期間を中心に工事を行います

福生第三小学校において、校舎の増築工事を行います。工事に伴い、令和2年3月までの工事期間中は校庭の使用及び校内への駐車が制限されます。また、同校の講堂（体育館）では、8月に床の改良工事を行うため、工事期間中の使用はできません。

福生第五小学校の講堂（体育館）では、空調機の更新工事を行うため、12月までの工事期間中の使用はできません。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

※第三小学校増築工事と第五小学校空調工事は、防衛省からの補助金を活用して実施しています。

問合せ 教育総務課学校施設係 ☎551・1937

**公共施設は原則敷地内禁煙になりました**

健康増進法が改正され、行政機関の庁舎など公共施設では、7月から原則敷地内禁煙となりました。

このことに伴い、7月1日から、教育委員会が所管する施設では灰皿を撤去しましたので、敷地内での喫煙はご遠慮ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細については利用される各施設担当へお問い合わせください。

